

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【消費課税関係】

免税事業者の要件の見直し（案）

○ 事業者免税点制度における免税事業者の要件につき、以下の見直しを行う。

【要望にない項目等 23】

(1) 個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととする。

① 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高

② 法人のその事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く。）開始の日から6月間の課税売上高

③ 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高（当該前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高）

(2) (1)の適用に当たっては、事業者は、(1)の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとする。

(3) (1)に該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の整備を行う。

（注）上記の改正は、上記のその年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用する。

仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し(案)

- 課税売上割合が 95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用することとする。【要望にない項目等 24】

(注) 上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。

その他（案）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権（仮称）を消費税法上の調整対象固定資産（無形固定資産）とする。【要望・内閣府6、国土交通省 55】
- 消費税の還付申告書（仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限る。）を提出する事業者に対し任意に提出を依頼している「仕入税額控除に関する明細書」について、還付申告書への添付を義務付けた上、その記載事項の見直しを行う。【要望にない項目等 12】
（注）上記の改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に提出する還付申告書について適用する。
- 外国人旅行者が輸出物品販売場において土産物等を免税で購入する際に作成される購入記録票等の書式について、所要の見直しを行う。【要望にない項目等 11】
- 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。【要望にない項目等 1】
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。【要望にない項目等 2】
- ゴムの溶剤用等の特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税措置について、その適用期限を撤廃する。【要望・経済産業省 4】
- バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置の対象に、特定の未納税移出先からの移出を追加する。【要望・経済産業省 33】

- 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を1年延長する。【要望・農林水産省9、経済産業省37・38】

【検討事項】

- 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行う。【要望・内閣官房 3、総務省 6】